週全住協_{News}

Japan Association of Home Suppliers

発行/毎週金曜日

一般社団法人 全国住宅産業協会 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3 TEL03-3511-0611 FAX03-3511-0616 全住協 HP http://www.zenjukyo.jp/



令和元年11月の住宅着工、前年比12.7%減の7.3万戸

~国交省調べ、持家・貸家・分譲住宅が減少

国土交通省がまとめた、令和元年 11 月の「建築着工統計調査報告」によると、全国の新設住宅着工戸数は、持家、貸家及び分譲住宅が減少したため、全体で前年同月比 12.7%減の 7万 3523 戸となり、5 か月連続の減少となった。季節調整済年率換算値は前月比 5.2%減の 83万 4000 戸となり、2 か月連続の減少。

利用関係別にみると、持家は前年同月比7.3%減で4か月連続の減少。民間資金による持家が減少し、公的資金による持家も減少したため、持家全体で減少となった。貸家は同17.5%減で15か月連続の減少。民間資金による貸家が減少し、公的資金による貸家も減少したため、貸家全体で減少となった。分譲住宅は同10.3%減で6か月ぶりの減少。一戸建住宅は増加したが、マンションが減少したため、分譲住宅全体で減少となった。

圏域別にみると、首都圏は持家が前年同月比 5.2%減、貸家が同 15.7%減、分譲住宅が同 25.1%減で全体では同 18.0%減となった。中部圏は持家が同 6.8%減、貸家が同 16.2%減、分譲住宅が同 34.3%増で全体では同 0.6%増。近畿圏は持家が同 4.2%減、貸家が同 12.2%減、分譲住宅が同 5.7%減で全体では同 9.1%減。その他の地域は持家が同 9.1%減、貸家が同 21.7%減、分譲住宅が同 0.3%減で全体では同 13.1%減となった。

《令和元年 11 月の新設住宅着工動向の概要》

[利用関係別] ◇持家=2万3655戸(前年同月比7.3%減、4か月連続の減少)。大部分を占める民間金融機関など民間資金による持家は同6.7%減の2万1100戸で4か月連続の減少。住宅金融支援機構や地方自治体など、公的資金による持家は同12.5%減の2555戸で4か月連続の減少。◇貸家=2万8779戸(前年同月比17.5%減、15か月連続の減少)。民間資金による貸家は同19.4%減の2万5457戸で30か月連続の減少。公的資金による貸家は同0.3%減の3322戸で6か月連続の減少。◇分譲住宅=2万819戸(前年同月比10.3%減、6か月ぶりの減少)。うちマンションは同23.6%減の7995戸で4か月ぶりの減少、一戸建住宅は同1.1%増の1万2705戸で6か月連続の増加。

[**圏域別・利用関係別**]◇首都圏=2万 4518 戸(前年同月比 18.0%減)、うち持家 4927 戸(同 5.2%減)、貸家 1万 553 戸(同 15.7%減)、分譲住宅 8948 戸(同 25.1%減)、うちマンション 3674 戸(同 42.0%減)、一戸建住宅 5208 戸(同 4.7%減)。◇中部圏=9759 戸(前年同月比 0.6%増)、うち持家 3580 戸(同 6.8%減)、貸家 2896 戸(同 16.2%減)、分譲住宅 3214 戸(同 34.3%増)、うちマンション 1265 戸(同 76.4%増)、一戸建住宅 1945 戸(同 16.1%増)。◇近畿圏=1万 1212 戸(前年同月比 9.1%減)、うち持家 3119 戸(同 4.2%減)、貸家 4622 戸

(同 12.2%減)、分譲住宅 3462 戸(同 5.7%減)、うちマンション 1580 戸(同 12.4%減)、一戸建住宅 1863 戸(同 0.5%増)。 その他の地域=2 万 8034 戸(前年同月比 13.1%減)、うち持家 1 万 2029 戸(同 9.1%減)、貸家 1 万 708 戸(同 21.7%減)、分譲住宅 5195 戸(同 0.3%減)、うちマンション 1476 戸(同 7.9%減)、一戸建住宅 3689 戸(同 3.4%増)。

[マンションの圏域別] ◇首都圏=3674 戸(前年同月比 42.0%減)、うち東京都 2377 戸(同 54.3%減)、うち東京 23 区 2277 戸(同 29.6%増)、東京都下 100 戸(同 81.1%減)、神奈川県 1047 戸(同 16.9%増)、千葉県 42 戸(同 16.7%増)、埼玉県 208 戸(同 2.5%増)。◇中部圏=1265 戸(前年同月比 76.4%増)、うち愛知県 1265 戸(同 107.7%増)、静岡県 0 戸(前年同月 74 戸)、三重県 0 戸(同 0 戸)、岐阜県 0 戸(同 34 戸)。◇近畿圏=1580 戸(前年同月比 12.4%減)、うち大阪府 918 戸(同 23.4%減)、兵庫県 287 戸(同 49.6%減)、京都府 280 戸(同 700.0%増)、奈良県 25 戸(前年同月 0 戸)、滋賀県 0 戸(同 0 戸)、和歌山県 70 戸(同 0 戸)。◇その他の地域=1476 戸(前年同月比 7.9%減)、うち北海道 82 戸(同 36.7%増)、宮城県 258 戸(同 248.6%増)、広島県 0 戸(前年同月 48 戸)、福岡県 157 戸(前年同月比 78.5%減)。

[建築工法別] ◇プレハブ工法=1 万 312 戸(前年同月比 14.8%減、4 か月連続の減少)。 ◇ツーバイフォー工法=9787 戸(前年同月比 5.4%減、8 か月連続の減少)。

[URL] http://www.mlit.go.jp/report/press/joho04_hh_000880.html 【問合先】総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 03—5253—8111 内線 28625、28626



調査統計

国交省、令和元年9月の不動産価格指数(住宅総合)は前年比58か月連続増

国土交通省は、令和元年 9 月分の「不動産価格指数(住宅)及び不動産取引件数・面積(住宅)」と令和元年第 3 四半期(7~9 月)分の「不動産価格指数(商業用不動産)」をまとめた。

令和元年9月分の「不動産価格指数(住宅)」(2010年平均=100)によると、全国の住宅総合指数は113.2で、前年同月比1.7%上昇、2014年12月分から58か月連続でアップした。内訳は◇住宅地=100.8(前年同月比0.6%下落)◇戸建住宅=101.2(同2.1%下落)◇マンション(区分所有)=147.0(同5.7%上昇)。マンションは2013年3月分から79か月連続のアップとなった。

令和元年第3四半期分の全国の「不動産価格指数(商業用不動産)」(2010年平均=100)は、「店舗」が146.2、「オフィス」が148.7、「倉庫」が113.6、「工場」が104.2、「マンション・アパート(一棟)」が132.2となった。これらを総合した「建物付土地総合指数」は135.7で前年同期比2.1%上昇し、3期連続のアップ。また、「商業地」が100.8、「工業地」が104.6となり、これらを総合した「土地総合指数」は102.5で同0.9%下落し、2期連続のダウン。「商業用不動産総合指数」(建物付土地総合、土地総合)は124.5で同0.2%上昇し、2期ぶりの上昇となった。

「不動産価格指数」は、IMF(国際通貨基金)等による国際指針に基づき、不動産市場価格の動向を表すものとして、国土交通省が作成したもの。全国・地域別、住宅・商業用別の市場分析を通じて、投資環境の整備などが進むことを目的としている。

「令和元年9月分の「不動産価格指数(住宅)及び不動産取引件数・面積(住宅)」の概要]

全国の不動産取引件数と面積は \Diamond 戸建住宅=1万7254件(前年同月比26.2%増)、442万2396㎡(同26.4%拡大) \Diamond マンション=1万8365件(同25.3%増)、100万5765㎡(同27.1%拡大)。

〈南関東圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)〉◇住宅総合指数=115.4(前年同月比 2.1%上昇)◇ 住宅地=106.0(同 1.3%下落)◇戸建住宅=100.4(同 1.6%下落)◇マンション=138.7(同 3.7%上昇)。不動産取引件数と面積は◇戸建住宅=4099 件(前年同月比 23.4%増)、68 万 4673 ㎡(同 21.5%拡大)◇マンション=1 万 559 件(同 24.8%増)、53 万 2046 ㎡(同 27.5% 拡大)。

〈名古屋圏(岐阜・愛知・三重)〉◇住宅総合指数=108.5(前年同月比1.3%上昇)◇住宅地=100.4(同5.1%下落)◇戸建住宅=100.1(同0.0%上昇)◇マンション=157.8(同8.4%上昇)。不動産取引件数と面積は◇戸建住宅=1188件(前年同月比46.3%増)、27万7077㎡(同26.8%拡大)◇マンション=892件(同25.8%増)、6万364㎡(同28.8%拡大)。

〈**京阪神圏**(**京都・大阪・兵庫**)〉◇住宅総合指数=117.5(前年同月比3.0%上昇)◇住宅地=106.9(同0.8%上昇)◇戸建住宅=101.6(同0.3%下落)◇マンション=157.0(同7.2%上昇)。不動産取引件数と面積は◇戸建住宅=2813件(前年同月比23.6%増)、39万8662㎡(同13.0%拡大)◇マンション=3612件(同28.2%増)、20万7878㎡(同26.3%拡大)。

〈東京都〉◇住宅総合指数=124.6(前年同月比 2.3%上昇)◇住宅地=113.2(同 6.8%下落) ◇戸建住宅=107.1(同 1.8%上昇)◇マンション=143.6(同 2.8%上昇)。不動産取引件数と 面積は◇戸建住宅=1207件(前年同月比 27.3%増)、13万6667㎡(同 19.4%拡大)◇マンション=6282件(同 25.5%増)、27万7837㎡(同 30.3%拡大)。

〈**愛知県**〉◇住宅総合指数=111.4(前年同月比 1.6%上昇)◇住宅地=103.2(同 6.0%下落) ◇戸建住宅=101.3(同 0.1%上昇)◇マンション=159.9(同 8.7%上昇)。不動産取引件数と 面積は◇戸建住宅=633件(前年同月比 42.9%増)、13万 3193㎡(同 53.3%拡大)◇マンショ ン=817件(同 25.7%増)、5万 4958㎡(同 29.1%拡大)。

〈**大阪府**〉◇住宅総合指数=115.3(前年同月比 1.6%上昇)◇住宅地=109.8(同 5.6%上昇) ◇戸建住宅=96.5(同 4.4%下落)◇マンション=151.9(同 5.7%上昇)。不動産取引件数と面 積は◇戸建住宅=1480件(前年同月比 25.1%増)、17 万 173 ㎡(同 19.8%拡大)◇マンション =2189件(同 31.3%増)、12 万 1579㎡(同 29.0%拡大)。

[URL] http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo05_hh_000198.html 【問合先】土地・建設産業局 不動産市場整備課 03—5253—8111 内線 30222、30214



周知依頼

国土利用計画法に基づく小笠原村の監視区域の指定、都が当協会に周知依頼

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第27条の6第1項の規定により、小笠原村の監視区域を引き続き下記のとおり指定したと、東京都が当協会に通知した。

監視区域における土地取引の事前届出制について、当協会会員へ周知するとともに、担当窓口を案内するよう求めている。

【指定の区域】小笠原村の区域のうち都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 5 条第 1 項の 規定により都市計画区域に指定されている区域(小笠原村父島・母島)。【指定の期間】令和 2年1月5日~令和7年1月4日。【**届出対象の面積**】500 ㎡以上(500 ㎡未満であっても、 連たんする土地が 500 ㎡以上ある場合で、一団の土地とみなされる場合には届出対象とな る)。【届出の時期】土地売買等の契約を締結しようとする当事者(譲受人、譲渡人)は、契約 締結前に届け出ることが必要。

【審**査の内容**】①価格、②土地利用目的。**【不勧告通知書の発行**】左記①及び②の内容につ いて問題がなければ、不勧告通知書を発行する。

【勧告等】以下の要件に該当する場合等は、取引中止又は変更の勧告を出す場合がある。① 土地価格が著しく適正を欠くこと、②土地利用目的が土地利用基本計画などの土地利用に関 する計画に適合しないこと、③公共・公益施設整備の予定、又は周辺の自然環境の保全上不 適当なこと、④1 年以内の土地の転売で、投機的取引と認められること。【罰則(6 か月以下 の懲役又は 100 万円以下の罰金)】①届出をしないで土地売買等の契約を締結した者、②虚 偽の届出をした者―等。

◎担当窓口[監視区域(小笠原村)の事前届出について]都においては、2000 ㎡未満の土地 売買等に関する届出は、小笠原村に事務処理を委任している。①小笠原村(事前相談、届出 の受理・審査)=〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町、小笠原村財政課財政係、電話 04998 --2-3112(直通)。②東京都(事前相談、届出の審査)「東京都へ直接届出書を提出することは 不可]=〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1(都庁第二本庁舎 12 階北側)、東京都都市整備 局都市づくり政策部都市計画課、電話 03-5388-3216~7(直通)。

詳細は下記の東京都都市整備局URLを参照のこと。

[URL] http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/tochi/tochi_4.htm [国土利用計画法に基づく監視区域の指定について]

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/sinsei/kokudo_05.pdf

[監視区域(小笠原村)の事前届出制度について]

【問合先】東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 土地調整担当 03-5388-3216(直通)



推進C、「不動産業におけるコンプライアンス確立に関する講演会」1/14 開催

(公財)不動産流通推進センターは、公認不動産コンサルティングマスター(以下、マスタ ー)及び宅建マイスター(以下、マイスター)の両資格における「コンプライアンス(倫理規 程)」に関する改正及び新設に伴い、その改正内容等を広く周知し、深く理解してもらうこと を目的とした、「不動産業におけるコンプライアンス(職業倫理)確立に関する講演会」[後援: 国土交通省、及び当協会など5団体]を開催する。若干席が残っているが、定員になり次第 締め切る。

マスターについては、従来より倫理規程が定められていたが、努力目標であり、処分など について明記されてなかったので改正した。また、マイスターについては、認定事業の実施 規程及び施行細則に定めていたが、今般、新たに「倫理規程」を設定した。両資格に対する社会的信用の確立とステイタス向上のためには、法令順守はもとより、業務内外にかかわらず、日頃から資格に相応しい行動を心掛けることで、品位品格を備えていくことが重要である。このたび倫理規程の改正及び新設、また、倫理審査会を設置することで両資格の今後のあり方を示し、他の資格との差別化を図っていく。改正、新設の主な内容及び告知、実施方法は以下のとおり。《両資格共通》倫理規程に反する行動については、処分の対象となることを「倫理規程」に明記する。マスター及びマイスターのマイページ(ホームページ)に改正の事実及び内容を開示する。《マスター》システムを改訂し、「倫理規程に関する宣誓書」を登録時、更新時にシステム上で承認させる。《マイスター》「誓約書」を新設し、登録時、更新時にシステム上で承認させる。

【第一部】①開会の辞。②挨拶=須藤明夫氏[国土交通省土地・建設産業局不動産業課長]。 ③講演「金融事業者の『顧客本位の業務運営』の取組み」=長澤敏夫氏[金融庁総合政策局リスク分析総括課顧客本位の業務運営チーム長、主任統括検査官]。④有識者講演=郷原信郎氏[郷原総合コンプライアンス法律事務所弁護士]。

【第二部】⑤推進センターの認定資格におけるコンプライアンスの考え方。⑥有識者によるパネルディスカッション。◇パネリスト=松田弘氏[松田・水沼総合法律事務所]、竹井英久氏[㈱アトリウム代表取締役会長]、中城康彦氏[明海大学不動産学部長]、平野真奈美氏[㈱ウィンズワン代表取締役]、吉田可保里氏[T&T パートナーズ法律事務所弁護士]。◇コーディネーター=本多信博氏[㈱住宅新報顧問]。⑦閉会の辞。

【日時・会場】1月14日(火)、13:00~16:35(開場12:30)、住宅金融支援機構本店1階「すまい・るホール」(東京都文京区)。【参加費】無料。申込方法など詳細は下記URLを参照。 [URL] https://www.retpc.jp/wp-content/uploads/press/2020/NR20200107compliance.pdf 【問合先】事業推進室03—5843—2075

建設経済研究所、「『働き方改革』と生産性向上」1月22日開催

(一財)建設経済研究所は、講演会「『働き方改革』と生産性向上」を開催する。人口減少・高齢化社会を迎え、さまざまな災害が頻発する中、人々が安心して暮らせる豊かで持続可能な社会の実現に向けて、建設産業界の積極的な貢献が期待されている。また、慢性的な人手不足の中で、イノベーションによる生産性の向上が喫緊の課題となっており、こうした課題に対処するために、業界挙げてのさまざまな取組みが進められているところである。そのような環境を踏まえ、今回の講演会では、日本経済新聞「エコノミクストレンド」のレギュラー執筆など、労働経済分野を中心に、「低温経済」を打破する処方箋を示すなど、多方面で活躍の講師が、「働き方改革」と生産性向上について、現状の問題点と今後の方向性を講演する。

【講師】鶴光太郎氏(慶應義塾大学大学院商学研究科教授)。

【日時・会場・定員】1月22日(水)、14:00~15:35(受付開始13:30)、浜離宮建設プラザ10階「大会議室」(東京都中央区)、160名(定員になり次第締め切る)。【入場料】無料。【申込期限】1月14日(火)まで。申込方法など詳細は下記URLを参照のこと。

[URL] http://www.rice.or.jp/information/pdf/2019/2019kouenkai.pdf 【問合先】講演会事務局 03-3433-5011